

令和3年12月

第8回

横手市議会
定例会議案

令和3年第8回横手市議会12月定例会議案一覧表

(1)	報告第38号	専決処分の報告について	1	～	2
(2)	報告第39号	専決処分の報告について	3	～	4
(3)	報告第40号	専決処分の報告について	5	～	6
(4)	報告第41号	放棄した債権の報告について	7	～	8
(5)	同意第25号	教育委員会委員の任命について			当日配付
(6)	同意第26号	公平委員会委員の選任について			当日配付
(7)	議案第92号	横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	9	～	11
(8)	議案第93号	横手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	12	～	15
(9)	議案第94号	横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	16	～	18
(10)	議案第95号	横手市営診療所設置条例の一部を改正する条例	19	～	20
(11)	議案第96号	横手市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例	21	～	25
(12)	議案第97号	横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例	26	～	28
(13)	議案第98号	横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	29	～	33
(14)	議案第99号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市増田まんが美術館)			34

(15)	議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市障害者支援施設ひまわり社)	35
(16)	議案第101号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市国産材需要開発センター)	36
(17)	議案第102号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市農林水産物直売・食材供給施設 農香庵)	37
(18)	議案第103号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市農村公園等 39施設)	38 ~ 42
(19)	議案第104号	令和3年度横手市一般会計補正予算(第9号)	予算書の頁
(20)	議案第105号	令和3年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(21)	議案第106号	令和3年度横手市介護保険特別会計補正予算(第2号)	予算書の頁
(22)	議案第107号	令和3年度横手市病院事業会計補正予算(第3号)	予算書の頁
(23)	議案第108号	令和3年度横手市水道事業会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(24)	議案第109号	令和3年度横手市下水道事業会計補正予算(第2号)	予算書の頁

報告第38号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月29日提出
横手市長 高橋 大

専決第32号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年11月5日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年3月4日（木）午前10時頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 527,472円 |

報告第39号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月29日提出
横手市長 高橋 大

専決第33号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年11月5日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年9月16日（木）午後2時10分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 37,400円 |

報告第40号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月29日提出
横手市長 高橋 大

専決第34号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、人身事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年11月12日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年4月1日（木）午前9時10分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 292,222円 |

報告第41号

放棄した債権の報告について

横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月29日提出

横手市長 高橋 大

別紙

債権放棄の報告

横手市債権の管理等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次の債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

債権の名称 (所管部局名)	債権の金額 (円)	人数 (人)	件数 (件)	放棄の根拠となる条項
倒壊建物除去費用 (まちづくり推進部 十文字市民サービス課)	124,833	1	1	第13条第1項第1号(生活困窮等) 放棄決定日:令和3年10月21日
倒壊建物除去費用 (まちづくり推進部 十文字市民サービス課)	124,833	1	1	第13条第1項第7号(私債権の時効満了かつ債務者の時効援用) 放棄決定日:令和3年10月21日

議案第 9 2 号

横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年横手市条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、条例第15条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の100分の115に相当する額」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、「区分」とあるのは「区分(当該在職期間の区分に定める期間に任期が満了し、又は議会の解散により任期が終了した日がある場合は、当該任期が満了し、又は任期が終了した日前の在職期間を通算するものとする。)」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、条例第15条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の100分の115に相当する額」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「区分」とあるのは「区分(当該在職期間の区分に定める期間に任期が満了し、又は議会の解散により任期が終了した日がある場合は、当該任期が満了し、又は任期が終了した日前の在職期間を通算するものとする。)」とする。</p>

第2条 横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、条例第15条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額$\frac{100}{115}$に相当する額」と、<u>「$\frac{100}{112.5}$」</u>とあるのは「<u>$\frac{100}{150}$</u>」と、「区分」とあるのは「区分（当該在職期間の区分に定める期間に任期が満了し、又は議会の解散により任期が終了した日がある場合は、当該任期が満了し、又は任期が終了した日前の在職期間を通算するものとする。）」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、条例第15条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額$\frac{100}{115}$に相当する額」と、<u>「$\frac{100}{117.5}$」</u>とあるのは「<u>$\frac{100}{155}$</u>」と、「区分」とあるのは「区分（当該在職期間の区分に定める期間に任期が満了し、又は議会の解散により任期が終了した日がある場合は、当該任期が満了し、又は任期が終了した日前の在職期間を通算するものとする。）」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 93 号

横手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

市長等及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成17年横手市条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額額の100分の115に相当する額」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額額の100分の115に相当する額」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

第2条 横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額$\frac{100}{115}$に相当する額」と、「<u>$\frac{100}{112.5}$</u>」とあるのは「<u>$\frac{100}{150}$</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額$\frac{100}{115}$に相当する額」と、「<u>$\frac{100}{117.5}$</u>」とあるのは「<u>$\frac{100}{155}$</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

(横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年横手市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月</p>	<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月</p>

額の100分の115に相当する額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の160」とする。

額の100分の115に相当する額」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の150」とする。

第4条 横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(手当の支給) 第4条 教育長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額額の100分の115に相当する額」と、「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」とする。	(手当の支給) 第4条 教育長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額額の100分の115に相当する額」と、「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 94 号

横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

職員の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 横手市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年横手市条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>

第2条 横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第15条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～6 [略]	(期末手当) 第15条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の117.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の65</u> 」とする。 4～6 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 95 号

横手市営診療所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市増田町診療所を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市営診療所設置条例の一部を改正する条例

横手市営診療所設置条例（平成17年横手市条例第148号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(名称及び位置並びに診療科目)			(名称及び位置並びに診療科目)		
第2条 診療所の名称及び位置並びに診療科目は、次のとおりとする。			第2条 診療所の名称及び位置並びに診療科目は、次のとおりとする。		
名称	位置	診療科目	名称	位置	診療科目
横手市雄物川町大沢診療所	[略]		横手市雄物川町大沢診療所	[略]	
横手市増田町診療所	<u>横手市増田町増田字中</u> <u>町95番地</u>	<u>耳鼻咽喉科</u>			
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 96 号

横手市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市空家等対策協議会の規定を追加するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

横手市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年横手市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（横手市空家等対策協議会からの意見聴取）</u></p> <p><u>第5条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告、同条第3項による命令若しくは同条第9項の規定による代執行をしようとするときは、当該特定空家等の状態について専門的な見地から客観的に判断するため、横手市空家等対策協議会設置条例（平成27年横手市条例第26号）に定める横手市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項に規定する場合のほか、空家等の適切な管理の促進のため必要があると認めたときは、協議会の意見を聴くことができる。</u></p>	<p><u>（横手市空家等対策協議会）</u></p> <p><u>第5条 空家等対策に係る重要事項に関し調査及び協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、横手市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p><u>（所掌事項）</u></p>

第6条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 横手市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施
に関すること。

(2) 特定空家等の認定に関すること。

(3) 特定空家等に対する措置に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、空家等の施策に関し重
要な事項に関すること。

(組織)

第7条 協議会は、9人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、市内に住所
を有する満20歳以上の者であって次に掲げる者の中から
市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 各種団体から推薦された者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただ
し、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者
の残任期間とする。

(関係機関との連携)

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係機関との連携)

第6条 [略]

(委任)

第7条 [略]

第12条 [略]

(委任)

第13条 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
(横手市空家等対策協議会設置条例の廃止)
- 2 横手市空家等対策協議会設置条例（平成27年横手市条例第26号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に廃止前の横手市空家等対策協議会設置条例第3条の規定により委嘱されている委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が廃止前の横手市空家等対策協議会設置条例の規定により委嘱された日から起算する。

議案第 97 号

横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 2 2 2 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横手市国民健康保険条例（平成17年横手市条例第170号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(出産育児一時金) 第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として <u>40万4,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定に基づき必要があると認めるときは、当該出産育児一時金に3万円を上限として規則で定める額を加算した額を支給するものとする。	(出産育児一時金) 第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定に基づき必要があると認めるときは、当該出産育児一時金に3万円を上限として規則で定める額を加算した額を支給するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る横手市国民健康保険条例第4条の規定による出

産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 98 号

横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

消防団員の定員を改め、及び消防団員の処遇改善を図るため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年横手市条例第284号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定員)</p> <p>第2条 消防団員の定員は、<u>2, 500人</u>とする。</p> <p>(服務規律)</p> <p>第9条 消防団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。ただし、招集の命を受けない場合でも、<u>水火災の発生その他非常災害の発生</u>を知ったときは、あらかじめ指定した要領に従い、直ちに出勤し、服務しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(報酬)</p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 消防団員の定員は、<u>2, 400人</u>とする。</p> <p>(服務規律)</p> <p>第9条 消防団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。ただし、招集の命を受けない場合でも、<u>災害（水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定した要領に従い、直ちに出勤し、服務しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(報酬)</p>

第10条 基本消防団員の報酬は、別表第1のとおりとし、規則で定める日に支給する。

2 [略]

(費用弁償)

第11条 消防団員が水火災等のため出動し、又は警戒、訓練等に出場した場合は、別表第2に定める費用弁償を支給するものとする。

第10条 基本消防団員の報酬は年額報酬及び出動報酬と、機能別消防団員の報酬は出動報酬とし、規則で定める日に支給する。

2 年額報酬は、別表第1のとおりとする。

3 [略]

4 出動報酬は、別表第2のとおりとし、消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合に支給する。

(費用弁償)

第11条 消防団員が公務のために旅行したときは、団長及び副団長にあつては横手市特別職の職員で常勤のもの、給与及び旅費に関する条例（平成17年横手市条例第59号）の規定による旅費相当額を、分団長、副分団長、部長、班長及び団員にあつては、横手市職員等の旅費に関する条例（平成17年横手市条例第64号）の規定による旅費相当額を費用弁償として支給する。この場合において、当該費用弁償の支給方法については、横手市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年横手市条例第61号）の適用を受ける職員の例による。

2 前項に掲げる場合を除き、消防団員が公務のために旅行したときは、団長及び副団長にあつては横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年横手市条例第59号）の規定による旅費相当額を、分団長、副分団長、部長、班長及び団員にあつては、横手市職員等の旅費に関する条例（平成17年横手市条例第64号）の規定による旅費相当額を費用弁償として支給する。この場合において、当該費用弁償の支給方法については、横手市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年横手市条例第61号）の適用を受ける職員の例による。

別表第2（第11条関係）

区分		費用弁償の額（1回につき）
災害出場	4時間未満	2,500円
	4時間以上	5,000円

別表第2（第10条関係）

区分			報酬の額
災害出動	4時間未満	1回につき	2,500円
	4時間以上		5,000円
	7時間45分未満		
	7時間45分以上		8,000円
大規模災害出動	4時間未満	1日につき	2,500円

			4時間以上		5,000円
			7時間45分未満		
			7時間45分以上		8,000円
警戒出場		[略]	警戒出動		[略]
訓練出場			訓練出動		
その他			その他		
			備考 この表において、「大規模災害出動」とは、団長の出動命令があったときから解散までの時間が24時間を超える災害に係る出動をいう。		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後に支給する報酬について適用し、同日前に支給する報酬については、なお従前の例による。

議案第99号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市増田まんが美術館
- 2 指定する団体の名称
一般財団法人 横手市増田まんが美術財団
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第100号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市障害者支援施設ひまわり社
- 2 指定する団体の名称
社会福祉法人 ファミリーケアサービス
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第101号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市国産材需要開発センター
- 2 指定する団体の名称
株式会社 ウッディさんない
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第102号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市農林水産物直売・食材供給施設 農香庵
- 2 指定する団体の名称
株式会社 ウッディさんない
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第103号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称	2 指定する団体の名称	3 指定の期間
百万刈農村公園	百万刈農村公園管理会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
貴船農村公園	貴船農村公園管理会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
オホン清水農村公園	オホン清水農村公園管理会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
下吉田農村公園	下吉田農村公園管理協力委員会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
下醍醐農村公園	下醍醐自治会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
樽見内農村公園	樽見内地区農村公園管理会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

下鍋倉農村公園	下鍋倉地区農村集落多目的共同 利用施設管理運営協力会	令和4年4月1日から令和11 年3月31日まで
金屋農村公園	金屋部落会	令和4年4月1日から令和11 年3月31日まで
下高口農村公園	下高口町内会	令和4年4月1日から令和11 年3月31日まで
樽見内地区農村総合運動公園	樽見内地区農村公園管理会	令和4年4月1日から令和11 年3月31日まで
馬鞍農村広場	馬鞍部落会	令和4年4月1日から令和11 年3月31日まで
薄井農村公園	薄井・新城農村公園管理	令和4年4月1日から令和11 年3月31日まで
大沢農村公園	大沢長生会	令和4年4月1日から令和11 年3月31日まで
石塚農村公園	石塚部落	令和4年4月1日から令和11 年3月31日まで
大塚農村公園	大塚部落	令和4年4月1日から令和11 年3月31日まで

八卦農村公園	八卦農村公園管理委員会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
東槻農村公園	東槻部落委員会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
中房農村公園	中房町内会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
菅生田農村公園	菅生田町内会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
前田農村公園	前田老人クラブ	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
坂部農村公園	坂部老人クラブ	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
板井田農村公園	百目木農友会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
ふれあい公園	菅生田町内会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
阿気本村農村公園	阿気本村農村公園管理会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

八柏農村公園	八柏部落会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
手代森公園	手代森公園管理会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
上田村農村公園	上田村部落会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
折橋地区農村公園	折橋農村公園整備事業促進協議会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
桜森地区農村公園	桜森地区多目的集会施設運営委員会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
四ツ屋農村公園	四ツ屋農村公園整備事業促進協議会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
潤井野地区農村公園	潤井野地区農村公園管理会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
四津屋農村公園	四津屋部落会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
高津野農村公園	高津野部落会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

下根田谷地農村公園	下根田谷地部落会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
根田谷地農村公園	根田谷地部落会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
海蔵院農村公園	海蔵院自治会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
柳原農村公園	柳原集落会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
能平喜農村公園	能平喜自治会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで
睦合農村公園	睦合農村公園管理会	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和3年11月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第104号

令和3年度横手市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度横手市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,697,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和3年11月29日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,149,153	197,807	8,346,960
	1 国庫負担金	4,922,344	111,762	5,034,106
	2 国庫補助金	3,214,940	86,045	3,300,985
16 県支出金		4,616,272	80,780	4,697,052
	1 県負担金	2,018,695	4,874	2,023,569
	2 県補助金	2,317,551	75,906	2,393,457
19 繰入金		2,922,801	231,265	3,154,066
	1 特別会計繰入金	101,577	543	102,120
	2 基金繰入金	2,821,224	230,722	3,051,946
21 諸収入		2,494,034	148	2,494,182
	5 雑入	650,844	148	650,992
歳入	合計	55,187,400	510,000	55,697,400

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,017,281	9,407	6,026,688
	1 総務管理費	5,005,178	9,407	5,014,585
3 民生費		15,918,718	195,887	16,114,605
	1 社会福祉費	8,266,674	119,305	8,385,979
	2 児童福祉費	6,500,506	33,137	6,533,643
	3 生活保護費	1,133,218	43,445	1,176,663
4 衛生費		5,902,132	160,635	6,062,767
	1 保健衛生費	3,569,901	160,635	3,730,536
6 農林水産業費		3,739,543	139,504	3,879,047
	1 農業費	3,419,445	137,604	3,557,049
	2 林業費	320,098	1,900	321,998
10 教育費		3,834,747	4,567	3,839,314
	1 教育総務費	854,775	1,339	856,114
	4 社会教育費	792,490	3,228	795,718
歳出	合計	55,187,400	510,000	55,697,400

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産経営推進計画実施事業（公共施設等解体・改修事業（十文字第二小学校））	14,104
6 農林水産業費	2 林業費	林道施設長寿命化事業	21,900

第3表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間		限度額
	自	至	
令和3年度財務会計システム更新	令和5年度	令和9年度	80,000
令和3年度わかりやすい予算書印刷製本業務	令和4年度	令和4年度	2,469
令和3年度ICTを活用した健診予約システム導入	令和4年度	令和4年度	216
令和3年度横手市国産材需要開発センター指定管理業務	令和4年度	令和8年度	20,185
令和3年度「よこてfun通信」情報紙作成業務	令和4年度	令和4年度	4,180
令和3年度農香庵指定管理業務	令和4年度	令和8年度	42,625
令和3年度百万刈農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	308
令和3年度貴船農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度オホン清水農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	385

事 項	期 間		限 度 額
	自	至	
令和3年度下吉田農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	308
令和3年度下醍醐農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	385
令和3年度樽見内農村公園・樽見内地区農村総合運動公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	462
令和3年度下鍋倉農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	308
令和3年度金屋農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	385
令和3年度下高口農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度馬鞍農村広場指定管理業務	令和4年度	令和10年度	385
令和3年度薄井農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度大沢農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	385
令和3年度石塚農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度大塚農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度八卦農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度東槻農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度中房農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	385

事 項	期 間		限 度 額
	自	至	
令和3年度菅生田農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度前田農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	385
令和3年度坂部農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	385
令和3年度板井田農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	385
令和3年度ふれあい公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度海蔵院農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	385
令和3年度柳原農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度能平喜農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	385
令和3年度睦合農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	308
令和3年度阿気本村農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	308
令和3年度八柏農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度手代森公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	308
令和3年度上田村農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	308
令和3年度折橋地区農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度桜森地区農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231

事 項	期 間		限 度 額
	自	至	
令和3年度四ツ屋農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度潤井野地区農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度四津屋農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度高津野農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度下根田谷地農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度根田谷地農村公園指定管理業務	令和4年度	令和10年度	231
令和3年度横手市増田まんが美術館指定管理業務	令和4年度	令和8年度	452,540

変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前			補 正 後		
	期 間		限 度 額	期 間		限 度 額
	自	至		自	至	
令和3年度外国語指導助手アパート賃貸借	令和4年度	令和6年度	7,594	令和4年度	令和5年度	8,194

一般会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,149,153	197,807	8,346,960
16 県支出金	4,616,272	80,780	4,697,052
19 繰入金	2,922,801	231,265	3,154,066
21 諸収入	2,494,034	148	2,494,182
計	55,187,400	510,000	55,697,400

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	6,017,281	9,407	6,026,688					9,407
3 民生費	15,918,718	195,887	16,114,605	38,483	△15,361			172,765
4 衛生費	5,902,132	160,635	6,062,767	158,294	1,755			586
6 農林水産業費	3,739,543	139,504	3,879,047		94,386		148	44,970
10 教育費	3,834,747	4,567	3,839,314	1,030				3,537
計	55,187,400	510,000	55,697,400	197,807	80,780		148	231,265

2. 歳入

15 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	4,576,613	6,242	4,582,855	1 障がい者福祉費負担金	5,265	障害者医療費国庫負担金 5,265
				5 児童福祉費負担金	977	母子生活支援施設措置費負担金 977
2 衛生費国庫負担金	345,731	105,520	451,251	1 保健衛生費負担金	105,520	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 105,520
計	4,922,344	111,762	5,034,106			

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	979,023	32,241	1,011,264	3 児童福祉費補助金	1,931	保育対策総合支援事業費補助金 281 子ども・子育て支援事業費補助金 1,650
				5 高齢者福祉費補助金	30,310	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 30,310
3 衛生費国庫補助金	348,822	52,774	401,596	1 保健衛生費補助金	52,774	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 52,774
7 教育費国庫補助金	72,022	1,030	73,052	3 教育総務費補助金	1,030	公立学校情報機器整備費補助金 1,030
計	3,214,940	86,045	3,300,985			

16 款 県支出金

1 項 県負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	1,767,477	3,119	1,770,596	2 障がい者福祉 費負担金	2,631	障害者自立支援給付費負担金 160 更生医療事業費負担金 2,354 育成医療費県負担金 117
				5 児童福祉費負 担金	488	母子生活支援施設措置費負担金 488
2 衛生費負担金	251,218	1,755	252,973	1 保健衛生費負 担金	1,755	後期高齢者医療基盤安定負担金 1,755
計	2,018,695	4,874	2,023,569			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費補助金	938,421	△18,480	919,941	4 高齢者福祉費 補助金	△18,480	地域密着型サービス施設等整備事業費補助金 △18,480
4 農林水産業費補助金	1,054,753	94,386	1,149,139	1 農業費補助金	94,166	農業競争力強化基盤整備事業費補助金 225 輸出規制対応施設整備事業費補助金 11,437 雪害対策緊急支援事業補助金 82,504
				2 林業費補助金	220	林道改良事業費補助金 220
計	2,317,551	75,906	2,393,457			

19 款 繰入金

1 項 特別会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	2	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	後期高齢者医療特別会計繰入金 1
3 介護保険特別会計繰入金	1	542	543	1 介護保険特別会計繰入金	542	介護保険特別会計繰入金 542
計	101,577	543	102,120			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	1,751,050	230,722	1,981,772	1 財政調整基金繰入金	230,722	財政調整基金繰入金 230,722
計	2,821,224	230,722	3,051,946			

21 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	309,569	148	309,717	1 雑入	148	過年度歳出返納金 148
計	650,844	148	650,992			

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
6財産管理費	1,028,113	1,508	1,029,621				1,508	12委託料	86	庁舎管理費(山内庁舎)
								17備品購入費	1,422	
10電算情報管理費	370,030	7,899	377,929				7,899	12委託料	7,899	コミュニティFM中継局運営費
計	5,005,178	9,407	5,014,585				9,407			7,899

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1社会福祉総務費	1,222,332	44,515	1,266,847				44,515	1報酬	1,095	低所得者生活支援事業 あったか灯油助成事業	
								4共済費	184		44,515
								8旅費	41		
								10需用費	686		
								11役務費	2,509		
								19扶助費	40,000		
2障がい者自立支援給付費	2,326,444	57,442	2,383,886	7,896			49,546	19扶助費	10,532	障がい者自立支援給付総務費 自立支援医療費給付事業	
								22償還金、利息及び割引料	46,910		46,910
4高齢者福祉費	482,663	12,348	495,011	11,830			518	18負担金補助及び交付金	11,830	高齢者福祉総務費 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	

一般会計

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							22 償還金、利 子及び割引 料	518		
8 介護保険対 策費	1,955,892	5,000	1,960,892			5,000	27 繰出金	5,000	介護保険特別会計繰出金 5,000	
計	8,266,674	119,305	8,385,979	19,726		99,579				

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総 務費	1,778,258	31,184	1,809,442	1,931		29,253	12 委託料	1,650	児童福祉総務費 30,764	
							18 負担金補助 及び交付金	420	保育対策総合支援事業 420	
							22 償還金、利 子及び割引 料	29,114		
4 母子福祉費	44,450	1,953	46,403	1,465		488	19 扶助費	1,953	母子生活支援施設措置費(他市分) 1,953	
計	6,500,506	33,137	6,533,643	3,396		29,741				

3 款 民生費

3 項 生活保護費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1生活保護総務費	42,383	43,445	85,828				43,445	22償還金、利子及び割引料	43,445	生活保護総務費 43,445
計	1,133,218	43,445	1,176,663				43,445			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5後期高齢者医療制度費	1,368,281	2,341	1,370,622	1,755			586	27繰出金	2,341	後期高齢者医療制度費 2,341
12新型コロナウイルス感染症対策費	693,561	158,294	851,855	158,294				3職員手当等	1,700	緊急医療対策事業 158,294
								11役務費	24,500	
								12委託料	131,104	
								13使用料及び賃借料	990	
計	3,569,901	160,635	3,730,536	160,049			586			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	1,777,003	135,635	1,912,638	93,941		148	41,546	18 負担金補助及び交付金	135,487	農業経営支援事業 148 作物振興事業 11,437
								22 償還金、利子及び割引料	148	農業災害等緊急支援事業 農業者等復旧支援事業 (国事業分) 124,050
8 農地費	855,096	1,969	857,065	225			1,744	12 委託料	1,969	農業生産基盤整備事業 1,969
計	3,419,445	137,604	3,557,049	94,166		148	43,290			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 林業振興費	262,444	1,900	264,344	220			1,680	14 工事請負費	1,900	林道施設長寿命化事業 1,900
計	320,098	1,900	321,998	220			1,680			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	722,287	1,339	723,626	1,030			309	17 備品購入費	1,339	小中学校 ICT 環境整備事業 1,339
計	854,775	1,339	856,114	1,030			309			

10 款 教育費

4 項 社会教育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
3 図書館費	77,715	1,430	79,145				1,430	12 委託料	1,430	図書館総務費	1,430
5 文化財保護費	66,936	1,798	68,734				1,798	12 委託料	1,798	文化財保護総務費	1,798
計	792,490	3,228	795,718				3,228				

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(55) 916		3,643,344	2,820,322	6,463,666	1,234,292	7,697,958	
補正前	(55) 916		3,643,344	2,818,622	6,461,966	1,234,292	7,696,258	
比較	()			1,700	1,700		1,700	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時間外 勤務手 当	宿日直 当	管理職員 特別勤務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管理職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒冷地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補正後	127,644	37,922	55,360	20,604	517,033	4,900	2,353	13,400	56,140	41,391	811,408	596,020	62,595	67,690		1,751	404,111	2,820,322
補正前	127,644	37,922	55,360	20,604	515,733	4,900	1,953	13,400	56,140	41,391	811,408	596,020	62,595	67,690		1,751	404,111	2,818,622
比較					1,300		400											1,700

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(1,179)	1,564,076		239,296	1,803,372	239,532	2,042,904	
補正前	(1,176)	1,562,981		239,296	1,802,277	239,348	2,041,625	
比較	(3)	1,095			1,095	184	1,279	

※ () 内は、パートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	日 勤 務 当 手	管 理 職 当 手	期 末 勤 手 当	勤 勉 当 手	寒 冷 地 手 当	児 童 当 手	単 身 赴 手 当	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補正後												239,296							239,296
補正前												239,296							239,296
比較																			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職 員 手 当	1,700	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	1,700	時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	319,837	311,151	294,321	360,750	342,287
	平均給与月額 (円)	401,429	365,977	345,345	408,875	396,593
	平均年齢 (歳)	42.2	50.8	40.1	54.0	50.4
補 正 前	平均給料月額 (円)	319,837	311,151	294,321	360,750	342,287
	平均給与月額 (円)	401,255	365,977	345,345	408,875	396,593
	平均年齢 (歳)	42.2	50.8	40.1	54.0	50.4

議案第105号

令和3年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度横手市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,020千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,124,220千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月29日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		345,408	2,341	347,749
	1 一般会計繰入金	345,408	2,341	347,749
4 繰越金		1	679	680
	1 繰越金	1	679	680
歳入	合計	1,121,200	3,020	1,124,220

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,107,690	3,019	1,110,709
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,107,690	3,019	1,110,709
3 諸支出金		1,104	1	1,105
	2 繰出金	1	1	2
歳出	合計	1,121,200	3,020	1,124,220

後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	345,408	2,341	347,749
4 繰越金	1	679	680
計	1,121,200	3,020	1,124,220

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域 連合納付金	1,107,690	3,019	1,110,709					3,019
3 諸支出金	1,104	1	1,105					1
計	1,121,200	3,020	1,124,220					3,020

2. 歳入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 保険基盤安定繰入金	333,119	2,341	335,460	1 保険基盤安定繰入金	2,341	保険基盤安定繰入金 2,341
計	345,408	2,341	347,749			

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	679	680	1 繰越金	679	繰越金 679
計	1	679	680			

3. 歳出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,107,690	3,019	1,110,709				3,019	18 負担金補助 及び交付金	3,019	後期高齢者医療広域連合納付金 3,019
計	1,107,690	3,019	1,110,709				3,019			

3 款 諸支出金

2 項 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般会計繰 出金	1	1	2				1	27 繰出金	1	一般会計繰出金 1
計	1	1	2				1			

議案第106号

令和3年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度横手市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ375,678千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,087,578千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月29日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		3,378,405	10,000	3,388,405
	2 国庫補助金	1,186,253	10,000	1,196,253
4 支払基金交付金		3,325,387	10,800	3,336,187
	1 支払基金交付金	3,325,387	10,800	3,336,187
5 県支出金		1,759,773	5,000	1,764,773
	2 県補助金	68,418	5,000	73,418
8 繰入金		2,010,366	△50,274	1,960,092
	1 一般会計繰入金	1,955,092	5,000	1,960,092
	2 基金繰入金	55,274	△55,274	0
9 繰越金		1	400,152	400,153
	1 繰越金	1	400,152	400,153
歳入	合計	12,711,900	375,678	13,087,578

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		1	84,285	84,286
	1 基金積立金	1	84,285	84,286
4 地域支援事業費		499,978	40,000	539,978
	1 介護予防・生活支援サービス事業	319,727	40,000	359,727
6 諸支出金		1,547	251,393	252,940
	1 償還金及び還付加算金	1,546	250,851	252,397
	2 繰出金	1	542	543
歳出	合計	12,711,900	375,678	13,087,578

介護保険特別会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	3,378,405	10,000	3,388,405
4 支払基金交付金	3,325,387	10,800	3,336,187
5 県支出金	1,759,773	5,000	1,764,773
8 繰入金	2,010,366	△50,274	1,960,092
9 繰越金	1	400,152	400,153
計	12,711,900	375,678	13,087,578

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 基金積立金	1	84,285	84,286					84,285
4 地域支援事業費	499,978	40,000	539,978	10,000	5,000		15,800	9,200
6 諸支出金	1,547	251,393	252,940					251,393
計	12,711,900	375,678	13,087,578	10,000	5,000		15,800	344,878

2. 歳入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業費交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	73,399	8,000	81,399	1 現年度分	8,000	現年度分 8,000
4 総合事業調整交付金	18,350	2,000	20,350	1 現年度分	2,000	現年度分総合事業調整交付金 2,000
計	1,186,253	10,000	1,196,253			

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業費交付金	99,089	10,800	109,889	1 現年度分	10,800	現年度分 10,800
計	3,325,387	10,800	3,336,187			

5 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業費交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	45,874	5,000	50,874	1 現年度分	5,000	現年度分 5,000
計	68,418	5,000	73,418			

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業費繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	45,874	5,000	50,874	1 現年度分	5,000	現年度分 5,000
計	1,955,092	5,000	1,960,092			

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	55,274	△55,274	0	1 介護給付費準備基金繰入金	△55,274	介護給付費準備基金繰入金 △55,274
計	55,274	△55,274	0			

9 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	400,152	400,153	1 繰越金	400,152	繰越金 400,152
計	1	400,152	400,153			

3. 歳出

3 款 基金積立金

1 項 基金積立金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 介護保険給付準備基金積立金	1	84,285	84,286				84,285	24 積立金	84,285	介護保険給付準備基金積立金 84,285
計	1	84,285	84,286				84,285			

4 款 地域支援事業費

1 項 介護予防・生活支援サービス事業

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 サービス事業費	269,357	40,000	309,357	15,000		15,800	9,200	18 負担金補助及び交付金	40,000	通所型サービス 40,000
計	319,727	40,000	359,727	15,000		15,800	9,200			

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 償還金	1	250,851	250,852				250,851	22 償還金、利子及び割引料	250,851	償還金 250,851
計	1,546	250,851	252,397				250,851			

6 款 諸支出金

2 項 繰出金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般会計繰出金	1	542	543				542	27 繰出金	542	一般会計繰出金	542
計	1	542	543				542				

議案第107号

令和3年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和3年度横手市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度横手市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 市立横手病院事業収益	5,458,953 千円	83,000 千円	5,541,953 千円
第1項 医業収益	5,115,959 千円	△ 80,300 千円	5,035,659 千円
第2項 医業外収益	334,394 千円	163,300 千円	497,694 千円
第2款 市立大森病院事業収益	2,726,600 千円	0 千円	2,726,600 千円
第1項 医業収益	2,453,893 千円	△ 38,325 千円	2,415,568 千円
第2項 医業外収益	266,107 千円	38,325 千円	304,432 千円
合 計	8,185,553 千円	83,000 千円	8,268,553 千円
	支	出	
第1款 市立横手病院事業費用	5,458,953 千円	83,000 千円	5,541,953 千円
第1項 医業費用	5,415,981 千円	83,000 千円	5,498,981 千円
第2款 市立大森病院事業費用	2,726,600 千円	0 千円	2,726,600 千円
第1項 医業費用	2,684,817 千円	0 千円	2,684,817 千円
合 計	8,185,553 千円	83,000 千円	8,268,553 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額423,830千円は過年度分損益勘定留保資金423,830千円で補てんするものとする。）。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 市立横手病院資本的収入	781,913 千円	16,588 千円	798,501 千円
第2項 企業債	607,300 千円	15,400 千円	622,700 千円
第4項 国県補助金	8,866 千円	1,188 千円	10,054 千円
第2款 市立大森病院資本的収入	296,298 千円	22,000 千円	318,298 千円
第2項 企業債	140,100 千円	22,000 千円	162,100 千円
合 計	1,078,211 千円	38,588 千円	1,116,799 千円
	支	出	
第1款 市立横手病院資本的支出	1,109,951 千円	1,188 千円	1,111,139 千円
第1項 建設改良費	718,727 千円	1,188 千円	719,915 千円
第2款 市立大森病院資本的支出	407,490 千円	22,000 千円	429,490 千円
第1項 建設改良費	141,096 千円	22,000 千円	163,096 千円
合 計	1,517,441 千円	23,188 千円	1,540,629 千円

第4条 予算第6条に定めた限度額を次のとおりに改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	償還の方法	利率	償還の方法	限度額	償還の方法	利率	償還の方法
市立横手病院 医療機器整備事業 医療施設整備事業	千円 167,100 440,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合には債権者と協議して定める。ただし、財政の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えすることができる。	千円 167,100 455,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合には債権者と協議して定める。ただし、財政の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えすることができる。
市立大森病院 医療機器整備事業 医療施設整備事業	65,600 74,500				87,600 74,500			
計	747,400				784,800			

第5条 予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額は、1,507,580千円（うち市立横手病院は1,082,380千円、市立大森病院は425,200千円）を1,570,580千円（うち市立横手病院は1,145,380千円、市立大森病院は425,200千円）に改める。

令和3年11月29日提出
横手市長 高橋 大

病院事業会計補正予算（第3号）に関する説明書

令和3年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院事業収益			5,458,953	83,000	5,541,953
	1. 医業収益		5,115,959	△ 80,300	5,035,659
		1. 入院収益	3,312,375	△ 80,300	3,232,075
	2. 医業外収益		334,394	163,300	497,694
		2. 国県補助金	5,700	163,300	169,000
2. 市立大森病院事業収益			2,726,600	0	2,726,600
	1. 医業収益		2,453,893	△ 38,325	2,415,568
		1. 入院収益	1,712,580	△ 38,325	1,674,255
	2. 医業外収益		266,107	38,325	304,432
		2. 国県補助金	2,500	38,325	40,825
合 計			8,185,553	83,000	8,268,553

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院事業費用			5,458,953	83,000	5,541,953
	1. 医業費用		5,415,981	83,000	5,498,981
		2. 材 料 費	1,059,280	60,500	1,119,780
		3. 経 費	781,300	22,500	803,800
2. 市立大森病院事業費用			2,726,600	0	2,726,600
	1. 医業費用		2,684,817	0	2,684,817
		5. 資産減耗費	9,066	1,700	10,766
		6. 研究研修費	10,300	△ 1,700	8,600
合 計			8,185,553	83,000	8,268,553

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院資本の収入			781,913	16,588	798,501
	2. 企業債		607,300	15,400	622,700
		1. 企業債	607,300	15,400	622,700
	4. 国県補助金		8,866	1,188	10,054
1. 国県補助金		8,866	1,188	10,054	
2. 市立大森病院資本の収入			296,298	22,000	318,298
	2. 企業債		140,100	22,000	162,100
		1. 企業債	140,100	22,000	162,100
合 計			1,078,211	38,588	1,116,799

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院資本の支出			1,109,951	1,188	1,111,139
	1. 建設改良費		718,727	1,188	719,915
		1. 建設改良費	718,727	1,188	719,915
2. 市立大森病院資本の支出			407,490	22,000	429,490
	1. 建設改良費		141,096	22,000	163,096
		1. 建設改良費	141,096	22,000	163,096
合 計			1,517,441	23,188	1,540,629

令和3年度 横手市病院事業 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損失	△ 20,100	有形固定資産の取得による支出	△ 911,370
減価償却費	533,544	国県補助金による収入	13,064
固定資産除却費	19,266	看護師等奨学金貸付による支出	△ 4,800
引当金の増減額	△ 61	看護師等奨学金返還による収入	2
長期前受金戻入額	△ 21,021	看護師等奨学金返還免除	600
受取利息及び配当金	△ 384	有価証券の売却による収入	0
支払利息	60,555	<hr/>	
未収金の増減額	0	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 902,504
未払金の増減額	0		
その他流動負債の増減額	2,004	3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
<hr/>		建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	784,800
小計	573,803	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 652,818
利息及び配当金の受取額	384	他会計からの出資による収入	318,933
利息の支払額	△ 60,555	<hr/>	
<hr/>		財務活動によるキャッシュ・フロー	450,915
業務活動によるキャッシュ・フロー	513,632		
		4 資金増減額	62,043
		5 資金期首残高	4,034,303
		<hr/>	
		6 資金期末残高	4,096,346

令和3年度横手市病院事業予定貸借対照表
(令和4年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
(1)	有形固定資産				
	イ. 土地		717,764		
	ロ. 建物	11,739,007			
	減価償却累計額	<u>△ 7,267,329</u>	4,471,678		
	ハ. 構築物	364,846			
	減価償却累計額	<u>△ 255,871</u>	108,975		
	ニ. 器械及び備品	6,442,116			
	減価償却累計額	<u>△ 4,751,539</u>	1,690,577		
	ホ. 車両	39,208			
	減価償却累計額	<u>△ 34,874</u>	4,334		
	ヘ. 建設仮勘定	<u>0</u>	<u>0</u>		
	有形固定資産 合 計			6,993,328	
(2)	無形固定資産				
	イ. 電話加入権		<u>1,027</u>		
	無形固定資産 合 計			1,027	
(3)	投資その他の資産				
	イ. 長期貸付金		10,600		
	ロ. 貸倒引当金		<u>△ 1,200</u>		
	投資その他の資産 合 計			<u>9,400</u>	
	固 定 資 産 合 計				7,003,755
2.	流 動 資 産				
(1)	現金預金			4,096,346	
(2)	未収金			1,150,344	
(3)	有価証券			0	
(4)	貯蔵品			67,476	
(5)	短期貸付金			400	
	流 動 資 産 合 計				<u>5,314,566</u>
	資 産 合 計				<u><u>12,318,321</u></u>

		負 債 の 部			
		千円	千円	千円	千円
3.	固 定 負 債				
	(1) 企業債				
	イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>4,233,684</u>		
	企 業 債 合 計			4,233,684	
	(2) 引当金				
	イ. 退職給付引当金		<u>997,305</u>		
	引 当 金 合 計			<u>997,305</u>	
	固 定 負 債 合 計				5,230,989
4.	流 動 負 債				
	(1) 一時借入金			0	
	(2) 企業債				
	イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>665,307</u>		
	企 業 債 合 計			665,307	
	(3) 未払金			349,773	
	(4) 預り金			72,336	
	(5) 引当金				
	イ. 賞与引当金		214,419		
	ロ. 法定福利費引当金		<u>41,824</u>		
	引 当 金 合 計			<u>256,243</u>	
	流 動 負 債 合 計				1,343,659
5.	繰 延 収 益				
	長期前受金			845,972	
	長期前受金収益化累計額			<u>△ 688,997</u>	
	繰 延 収 益 合 計				<u>156,975</u>
	負 債 合 計				<u><u>6,731,623</u></u>

	資 本 の 部	
6. 資本金		5,794,879
7. 剰余金		
(1) 利益剰余金		
イ. 減債積立金	<u>22,938</u>	
(2) 欠損金		
イ. 当年度未処理欠損金	<u>231,119</u>	
欠損金合計		<u>208,181</u>
資本金合計		<u>5,586,698</u>
負債資本合計		<u><u>12,318,321</u></u>

令和3年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）説明資料

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院事業収益	5,458,953	83,000	5,541,953	
1 項 医業収益	5,115,959	△ 80,300	5,035,659	
1 目 入院収益	3,312,375	△ 80,300	3,232,075	
入院収益	3,312,375	△ 80,300	3,232,075	
2 項 医業外収益	334,393	163,300	497,693	
2 目 国県補助金	5,700	163,300	169,000	
国県補助金	5,700	163,300	169,000	
2 款 市立大森病院事業収益	2,726,600	0	2,726,600	
1 項 医業収益	2,453,893	△ 38,325	2,415,568	
1 目 入院収益	1,712,580	△ 38,325	1,674,255	
入院収益	1,712,580	△ 38,325	1,674,255	
2 項 医業外収益	266,107	38,325	304,432	
2 目 国県補助金	2,500	38,325	40,825	
国県補助金	2,500	38,325	40,825	
合 計	8,185,553	83,000	8,268,553	

支出

(単位：千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計	説明
1 款 市立横手病院事業費用	5,458,953	83,000	5,541,953	
1 項 医業費用	5,415,981	83,000	5,498,981	
2 目 材 料 費	1,059,280	60,500	1,119,780	
診療材料費	424,980	60,500	485,480	
3 目 経 費	781,300	22,500	803,800	
燃 料 費	24,960	2,500	27,460	
修 繕 費	42,328	20,000	62,328	
2 款 市立大森病院事業費用	2,726,600	0	2,726,600	
1 項 医業費用	2,684,817	0	2,684,817	
5 目 資産減耗費	9,066	1,700	10,766	
固定資産除却費	7,566	1,700	9,266	
6 目 研究研修費	10,300	△ 1,700	8,600	
研修旅費	5,000	△ 1,700	3,300	
合 計	8,185,553	83,000	8,268,553	

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院資本的收入	781,913	16,588	798,501	
2 項 企業債	607,300	15,400	622,700	
1 目 企業債	607,300	15,400	622,700	
企業債	607,300	15,400	622,700	
4 項 国県補助金	8,866	1,188	10,054	
1 目 国県補助金	8,866	1,188	10,054	
国県補助金	8,866	1,188	10,054	
2 款 市立大森病院資本的收入	296,298	22,000	318,298	
2 項 企業債	140,100	22,000	162,100	
1 目 企業債	140,100	22,000	162,100	
企業債	140,100	22,000	162,100	
合 計	1,078,211	38,588	1,116,799	

支 出

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院資本の支出	1,109,951	1,188	1,111,139	
1 項 建設改良費	718,727	1,188	719,915	
1 目 建設改良費	718,727	1,188	719,915	
建設改良費	718,727	1,188	719,915	
2 款 市立大森病院資本の支出	407,490	22,000	429,490	
1 項 建設改良費	141,096	22,000	163,096	
1 目 建設改良費	141,096	22,000	163,096	
建設改良費	141,096	22,000	163,096	
合 計	1,517,441	23,188	1,540,629	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

- ・減価償却の方法 定額法

- ・主な耐用年数

	市立横手病院	市立大森病院
建物	3年～39年	6年～39年
構築物	6年～30年	10年～20年
機械及び備品	3年～20年	3年～15年
車両	4年～6年	4年～6年

3 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

（2）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

（3）法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（１年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、５８１，３５０千円（うち市立横手病院は１，３５７，６７２千円、うち市立大森病院は１，２２３，６７８千円）である。

III. その他の注記

1 引当金の取崩し

（１）賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として６３８，８５０千円（うち市立横手病院は４１６，１６６千円、うち市立大森病院は２２２，６８４千円）を支給するため、賞与引当金２１９，０２１千円（うち市立横手病院は１４４，２２９千円、うち市立大森病院は７４，７９２千円）を使用する。

（２）法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、法定福利費として６７７，５９６千円（うち市立横手病院は４４４，９１４千円、うち市立大森病院は２３２，６８２千円）を支払いするため、法定福利費引当金３７，２８３千円（うち市立横手病院は２２，６０１千円、うち市立大森病院は１４，６８２千円）を使用する。

IV. 開示すべきセグメント情報

1 セグメントの区分については、横手市病院事業会計規程に基づき、病院単位に区分している。

(単位：千円)

区 分	市立横手病院	市立大森病院	計
医 業 収 益	5,035,659	2,415,568	7,451,227
医 業 費 用	5,498,981	2,684,817	8,183,798
医 業 損 益	△ 463,322	△ 269,249	△ 732,571
医 業 外 収 益	497,693	304,432	802,125
医 業 外 費 用	33,372	34,183	67,555
医 業 外 損 益	464,321	270,249	734,570
特 別 損 益	△ 999	△ 1,000	△ 1,999
純 利 益	0	0	0
資 産	8,091,567	4,226,754	12,318,321
負 債	4,171,011	2,560,612	6,731,623
資 本	3,920,556	1,666,142	5,586,698

令和3年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度横手市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和3年度横手市水道事業会計予算第5条で定めた債務負担行為に、次の事項を追加する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度広報誌印刷製本業務	令和4年度から 令和4年度まで	382千円
令和3年度量水器購入（単価契約）	令和4年度から 令和4年度まで	16,359千円
令和3年度水道用薬品購入（単価契約）	令和4年度から 令和4年度まで	35,514千円

令和3年11月29日提出

横手市長 高橋 大

令和3年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度横手市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和3年度横手市下水道事業会計予算第5条で定めた債務負担行為に、次の事項を追加する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度量水器購入（単価契約）	令和4年度から 令和4年度まで	4,628千円

令和3年11月29日提出

横手市長 高橋 大